

議第65号

三島市総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例案

三島市総合福祉手当に関する条例（昭和45年三島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男性で、
現に20歳に達する日の前日までの間にある児童を扶養しているもの

第9条第2項第3号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第11条の5第2項及び第11条の8第1項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第11条の5第2項及び第11条の8第1項の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

平成26年9月9日提出

三島市長 豊岡 武士